

医療技術者・福祉系技術者をを目指す方、有資格者の方へ

貸付金(支援金)制度を拡充

礼文町では、医療技術者等修学資金貸付と、有資格者で船泊診療所において就業を希望する方に就業支援金の貸与を行なっておりますが、平成30年4月から制度の拡充を図り、福祉系の技術者に対しても修学資金の貸付及び、就業支援金の貸与を行ない、医療・福祉関係の有資格者不足の解消と、医療・福祉事業の推進を図ることとしました。

いずれも、一定期間町内で勤務することにより償還が免除されます。

貸付け・支援金貸与を希望される方、詳しい内容につきましては、町民課 地域福祉担当までお問い合わせください。

(下記のほか、対象となる場合もありますので、お問い合わせください)

区 分	医療技術者等修学資金	福祉系技術者等修学資金	医療技術者・福祉系技術者 就 業 支 援 金
対 象	① 医師、歯科医師 ② 診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師 ③ 准看護師	介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士、栄養士、保育士	医療技術者・福祉系技術者の資格を有し、礼文町において医療技術者・福祉系技術者として就業を希望する者
貸 付 額 貸 与 額	① 月額 15万円以内 入学支度金 50万円以内 教材購入資金 100万円以内 ② 月額 10万円以内 入学支度金 30万円以内 ③ 月額 6万円以内 入学支度金 30万円以内	月額 10万円以内 入学支度金 30万円以内	・就業予定期間2年の者 60万円 ・就業予定期間3年の者 100万円
償還(返還) 免 除	貸付けを受けた期間以上本町で業務に従事したときは償還免除	貸付けを受けた期間、本町で業務に従事したときは償還免除	貸与を受けた就業予定期間を満了したときは返還免除
問合せ先	町民課 地域福祉担当		